

許 可 証

住 所 長野県駒ヶ根市赤穂 14 番地 672

氏 名 有限会社恵比寿産業

代表取締役 刈間 雄三

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

令和7年4月4日付申請のあった、一般廃棄物処分量を次のとおり許可する。

令和7年4月22日

駒ヶ根市長 伊 藤 祐 三



記

- 1 廃棄物の種類 事業所から排出される可燃ごみ（資源化できないもの）
一般家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、木くず、
草木、根、葉、竹
- 2 許可の期間 令和7年5月8日から令和9年5月7日
- 3 事業の範囲 中間処理 【圧縮、圧縮梱包、破碎、移動式破碎（固定式兼用）、切断】
- 4 条 件
 - (1) 提出のあった作業計画又は事業計画に基づくものであること。
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法令、市条例を遵守すること。
違反した場合は、許可の取消しもあり得る。
 - (3) 提出された申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の申請、届出をすること。